

香芝市学生ボランティア募集要項

香芝市教育委員会

香芝市教育委員会では、市立小学校・中学校の教育活動を支援していただく「学生ボランティア」を募集しています。

将来教員を目指している、市立小学校・中学校卒業の大学生の皆さんは、子どもと活動する楽しさを経験できるこの機会に是非ご応募ください。

1 目的

より身近で親しみやすく開かれた学校づくりの一環とし、卒業生の豊富な経験や様々な特技・趣味等、地域の教育力を積極的に活用しながら、一人ひとりの育ちに丁寧に向き合い香芝市学校教育の一層の充実を図る。また、学生がボランティアとして学校生活を支援する活動を推進することにより、教員になるための資質向上を目指すとともに、香芝市立学校及び地域の活性化を図り、地域で子どもを育てていく体制づくりの一助とする。

2 活動場所

香芝市立小中学校

3 募集対象者

将来教員を目指している香芝市立小学校・中学校卒業の大学生

4 活動内容

- (ア) 各教科等に関する指導の補助
- (イ) 放課後等に児童生徒を対象に実施する事業の補助
- (ウ) 学校行事に関する指導の補助
- (エ) 学校の環境整備等に係る支援
- (オ) 学校の安全等に係る支援
- (カ) その他教育委員会が認めるもの

5 「学生ボランティア」登録方法(新規・継続)

- (1) 「学生ボランティア」の登録を希望する方は、香芝市教育委員会Webページにある申し込みフォームから申請してください。随時、受け付けます。

<https://www.city.kashiba.lg.jp/site/kyouiku/27507.html>

- (2) 教育委員会は、「学生ボランティア」をとりまとめ、「学生ボランティア」リストを作成します。
- (3) 「学生ボランティア」の登録は、年度ごとに更新となります。継続して登録をご希望の場合は、改



めて申請してください。

6 「学生ボランティア」活動の実施

- (1) 活動の依頼は、学校が電話等により、登録者ご本人に直接依頼します。活動の内容、期日、時間(1日当たり4時間以内を想定)、条件等の調整をしてください。その際、ご都合がつかない場合は、お断りいただいて結構です。
- (2) 所定の日時に依頼のあった学校を訪問し、活動に当たっていただきます。

7 活動にあたっての留意事項

- (1) 学校教育の向上に貢献するため、意欲的に活動すること
 - (2) 教職員の指示や助言に従い、児童生徒の心身の健やかな成長や安全を第一に考えて行動すること
 - (3) ボランティア活動期間終了後も含めて、活動により知り得た個人情報に関する守秘義務を守ること
 - (4) 活動に当たっては、服装・言葉遣いに留意し、規律ある行動をとり、学校の信用を損なわないようにすること
 - (5) 教職員の許可なしに写真や動画の撮影を行わないこと
 - (6) その他、活動校や教育委員会の指示に従うこと
- ※留意事項を遵守していただけない場合、活動をお断りします。
- 活動することにより大学等の単位が取得できるものは、「学生ボランティア」として認めません。

8 その他

- (1) ボランティア活動に対する謝金・交通費は、支給しません。
- (2) ボランティア活動中の事故等については、学校支援者補償制度が適用されます。保険料は市が負担します。
- (3) 登録していただいても、学校からお願いする機会がない場合もありますので予めご了解ください。また、登録内容に変更があった場合、申し出により変更や取り消すことができます。
- (4) 活動場所は、原則卒業した市立小中学校となります。市立小中学校の卒業生でない「学生ボランティア」をご希望の方は下記の問い合わせ先にご相談ください。

問い合わせ先

香芝市教育委員会事務局学校支援室

T E L : 0745-44-3334 Eメール : gakkou@city.kashiba.lg.jp